軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和　　年　　月　　日

千葉市長殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由			標識の変更理由	種別		標識番号	
新規	変更			原動機付自転車	小型特殊自動車		
□購入	□車両	□住所	□譲渡	□第一種 一般原付(50cc又は0.6kw以下)	□農耕作業用		
□譲受け	□標識	□氏名(名称)	□汚損破損	□第一種 一般原付(125cc以下かつ最高出力4.0kw以下)	□その他( )	納税義務発生年月日	令和　年　月　日
□転入	□名義	□住所・氏名(名称)	□市内転入	□第一種 特定原付(0.6kw以下)	□第二種 乙(90cc又は0.8kw以下)	旧標識番号	
□その他( )	□名義・標識	□その他( )	□標識盗難	□ミニカー	□第二種 甲(125cc又は1.0kw以下)	標識返納の有無	1. 有　2. 無
			□標識紛失				
			□その他( )				

納税(申告・報告)義務者					
所有者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□			
	(フリガナ)				
	氏名(名称)				
	生年月日	明・大 昭・平　年　月　日	電話番号	－　－	
使用者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□			
	(フリガナ)				
	氏名(名称)				
	生年月日	明・大 昭・平　年　月　日	電話番号	－　－	
届出者	住所又は所在地				
	(フリガナ)				
	氏名(名称)				
	電話番号	－　－			

所有の形態	1. 自己所有　2. 所有権留保　3. 商品車 4. リース車　5. その他( )
主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ　( ) 2.　( )

車名(通称名)	型式及び年式	原動機の型式番号
	型 年式	
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
		cc kw
長さ	幅	最高速度	最高出力
cm	cm	km/h	kw

標識紛失・盗難　(紛失・盗難の状況)
いつ　　どこで　　どのように

販譲売渡証明書

上記
原動機付自転車
□ 総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下・□ 総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下
□ 総排気量90cc以下又は定格出力0.8kw以下・□ 総排気量125cc以下又は定格出力1.0kw以下
□ 特定原付:定格出力0.6kw以下　・　□ ミニカー
□ 小型特殊自動車
を販売又は譲渡したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号　　－　　－

処理欄	受付	入力	照合	盗難届	届出者本人確認欄		
				届出年月日　年　月　日	□ 運転免許証	□ 個人番号カード	□ 健康保険資格確認書
				届出警察署　警察署・交番・駐在所	□ 旅券	□ 在留カード	□ 介護保険者証・受給者証等
				受理番号　号	□ その他( )		□ 委任状

この様式（新規・変更用）の記載要領について

1　この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車１台ごとに作成すること。

2　「申告の理由」、「標識の変更理由」、「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）に✔を記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみに✔を記入すること。

3　「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄を記入し、使用者欄に「同上」と記入すること。

4　「届出者」の欄には、申告に来た者の氏名等を記入すること（「同上」の記入も可）。

5　「所有の形態」の欄については、該当する項目を〇で囲むこと。なお、「5．その他」に該当する場合には、（　　）内にその詳細を記入すること。

6　「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を〇で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（　　）内に旧主たる定置場所在地の市町村名を記入すること。

7　「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。

8　「最高出力」の欄は、総排気量125cc以下かつ最高出力4．0kw以下の一般原付の申告時のみ記入すること。

9　「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）に✔を記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。
なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

10　「標識紛失・盗難」欄には、「標識の変更理由」において「標識紛失」又は「標識盗難」に該当する場合に記入すること。

11　本申告において、虚偽の申告又は報告をした場合は、地方税法第463条の20の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

備考　申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。